

**平成20年度
石油資源開発等支援調査事業
公募提案要領**

日本貿易振興機構(ジェトロ)

平成20年5月

平成20年度石油資源開発等支援調査事業 公募提案要領

我が国のエネルギー安定供給確保に資するためには、産油国・産ガス国における我が国企業の事業展開を推進することなどにより、当該国との関係維持・強化を図り、我が国法人によるエネルギー資源開発の円滑な推進、権益の維持、新規取得や好条件でのエネルギー資源の長期安定供給契約締結などを促進することが必要です。

本調査では、我が国のエネルギー安定供給に関係の深い産油国・産ガス国のエネルギー産業における産業構造の高度化や、我が国からの関連技術の移転、雇用の拡大に資するなど、相手国側の強い要請に応えるプロジェクトの案件発掘(エネルギーマスタープラン作成を含む)を目的とした調査を行います。

記

1. 公募対象調査

(1) 調査の対象となる案件

上記目的に基づいた、以下のような案件が調査の対象となります。ただし、保護区域における開発プロジェクト、大規模な住民移転を前提としたプロジェクトなど、自然環境、社会環境への負荷が不可避の案件、既存権益プロジェクトに悪影響を及ぼすことが想定される案件は対象外です。

- ・ 産油国の産業構造高度化や産油国への技術移転に資するもの、産油国の雇用の拡大に資するもの等、産油国側のエネルギー開発計画における要請の度合いが強く実現性の高いもので、我が国法人による石油・天然ガス開発の円滑な推進、権益の維持又は新規取得、石油・天然ガス長期安定供給契約の新たな締結等に直接的又は間接的に資する見込みがあるもの。
- ・ マスタープランの作成、あるいはエネルギープロジェクト(エネルギーセクターにおけるプロジェクト。以下「プロジェクト」という。)の実施により、当該産油国の石油・天然ガス開發生産計画立案及び操業の最適化、エネルギー使用における合理化が図られるもの。

(2) 対象とする国・地域

- ・ 我が国法人が石油・天然ガス資源の探鉱・開発に係る権利を有している、又は取得する予定のある国
- ・ 新たに探鉱が開始され、あるいは今後外資への鉱区の開放が見込まれる等、将来、新たに我が国法人の進出が見込まれる国
- ・ 現在、我が国が原油等(天然ガスを含む。以下同じ。)の輸入を行っている国
- ・ 確認埋蔵量・生産設備余裕の大きい国
- ・ 我が国の原油等の需要が短期的に増大した時に、輸入増に対応可能な供給余力を有している国
- ・ その他、将来、我が国の主要な原油等輸入先国となりうる国や上記に掲げる本調査の目的を実現することが見込まれる国等、我が国への石油・天然ガスの安定供給に資することが想定される国

(注) 次の項目に該当する案件の応募は、ご遠慮下さるようお願いいたします。

1. 同一案件を協力関係にある企業(商社、メーカー、コンサルタントなど)から別々に提案する重複提案。
2. 利用可能な調査結果が既にある案件(経済情勢の変化等により抜本的なリバイスの必要がある場合を除く)。
3. 相手国政府又は実施機関が具体的に検討していない案件等、相手国の協力が見込まれず調査の実施に不安のある案件。
4. 国からの委託等を受けて行う他の制度に既に採択されている調査と同一内容の案件。
5. タイトルだけの登録等、内容の希薄な案件。
6. 調査費用との関係で調査の内容が不十分となる案件。
7. プロジェクト実施にあたって必要となる環境社会配慮への対応策の実施が困難な案件。

2. 提案者(応募者)の資格

提案者は、次の要件を全て満たす法人とします。

- (1) 日本法人(登記法人)であること。
- (2) 調査を遂行するために必要な知見、実施体制及び管理体制を有していること。
- (3) 複数の法人による共同提案も可能ですが、その際には当方より連絡を取る窓口及び経費の支払い窓口となる主提案法人(幹事企業)を決めていること。
- (4) ジェットロの競争参加資格を有していること(取得見込み可)。
ジェットロの競争参加資格は最長でも3年に1度の更新が必要ですので、平成18年度以前に登録した場合は、新たに資格を申請していただく必要がありますのでご留意願います。詳しくは別添3(P28)を参照ください。
- (5) 経済産業省が定める補助金交付決定等停止事業者に該当していないなど、調査を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について充分な管理を行うことができる体制を有すること。

(注) 契約を締結することにより、ジェットロの信用を毀損するおそれがあるなど、契約相手方として不相当であると認められる場合については、調査委託契約を締結することができませんのでご承知おき下さい。

3. 調査の内容・方法

(1) 調査内容

調査内容は、別添2「調査報告書作成指針」(P25)に従うものとします。

(2) 調査期間

調査期間は、原則、契約日から平成21年1月末迄とします。

(注) 契約については、案件選定後速やかに行う(契約日平成20年8月を目処)予定ですが、審査状況、実施計画内容の取決め等により、前後することもあります。

(3) 調査費

調査費は、1件当たりの上限を5,000万円(税抜)とします。また、調査費の範囲は、調査の実施に必要な経費及び調査結果のとりまとめに必要な経費(別添1-ホ(P16)参照)とします。

(注) 契約にあたって、必要な経費や適切な単価設定などをジェットロが厳密に査定しますので、提案にあたっては、調査の実施に必要な金額を詳しく項目別に記載して下さい。

(4) 調査の実施

調査は、提案者たる法人がジェトロの委託契約の受託者となり、ジェトロとの間で調査委託契約を締結した上で、実施することとします。複数企業による共同提案の場合、幹事企業一社を決め、提案各社が等しく連帯責任を持つことで実施します。

(注)

1. 契約の受託者(提案者たる法人)は、調査業務の全部又は一部を他の者に再委託することはできません。ただし、調査業務の一部請負(知見を要さない単純作業の外注)については、相見積をとり、事前にジェトロの承認を得ることによって可能です。
2. 契約金額については、調査案件として選定された後に、ジェトロにおいて必要金額を精査した上で決定しますので、契約金額の内訳又は合計額が必ずしも提案時の予算額と同額になるとは限りません。
3. 調査案件として選定されたとしても、ジェトロと提案者たる法人との間で必要な契約条件が合致しない場合には、調査対象から除外されることがあります。
4. 国際情勢に鑑み、必要に応じて契約に際し、現地での活動等に一定の条件を付す場合があります。
5. 幹事企業は共同提案企業の取りまとめを行い、調査終了後、確定した金額の支払い先および連絡、窓口となります。

(5) 調査報告書の提出

調査終了後、調査結果として調査報告書(和文25部、英文10部及びCD-ROM 1部)を提出していただきます(別添2(P25参照))。

(注)

1. 調査報告書の著作権(一部除く場合あり)は、最終的にジェトロの委託元である日本政府に帰属します。
2. 調査報告書は、日本政府又は相手国カウンターパートの了解が得られる場合に限り、提出後にジェトロを通じて一般公開されますが、提案者たる法人は、日本政府の許可なく調査の内容及び成果を公表することはできません。
3. 不十分な調査報告書を作成した企業等は、次年度以降の公募において、調査実施能力が劣るとの評価を受けるだけでなく、調査報告書の提出後であっても自費で報告書の修正をしていただくことがあります。
4. 調査期間中、ジェトロへの進捗報告を行い、相談の上、調査を実施していただきます。

4. 応募方法

下記期間中に提出書類を提出するとともに、平成19・20・21年度競争参加資格の申請をまだ済ませていない提案企業(共同提案企業も含む。)は、競争参加資格の申請を平成20年6月9日(月)までに行ってください。なお、競争参加資格の申請書類は郵送によるご提出のみ受け付けておりますのでご留意願います。(別添3(P28参照)及びジェトロウェブサイト参照。)

(注) 本登録についてのお問い合わせは、ジェトロ総務部管理課(TEL:03-3582-5548)にお願いします。(本事業に係るその他の問い合わせ先は下記6. となります。)

(1) 提出書類

提案書類として、下記1-イ. ~1-ホ.(別添1-イ~ホ(P7~18)参照)に必要事項を記入するとともに、下記1-ハ. 1-ホ. の電子データ(調査員経歴書は除く)を入力したCD-ROM

および関連資料を添付の上、(注1)～(注5)に従って指定期間中に提出して下さい。なお、一度提出していただいた提案書類等は提案者に返却しませんので、その旨予めご了承願います。

【提出書類の種類】

- ・ 提案書表紙(提案各社の社判と代表者印を押印のこと) ……………<1-イ>
- ・ 提案書類受領書 ……………<1-ロ>
- ・ スクリーニング様式 ……………<1-ハ>
- ・ 個別案件票 ……………<1-ニ>

※ 必要に応じて関連資料を添付すること

- ・ 調査実施計画書 ……………<1-ホ>

※ 調査員経歴書を添付すること

- ・ CD-ROM: 上記1-ハ、1-ニ及び1-ホの電子データ(調査員経歴書は除く)を保存したもの

* 提案データの登録(注6)を行うこと

- (注1) <1-イ>(提案書表紙)、<1-ロ>(提案書類受領書)については、一つの案件につき各1部で結構です。
- (注2) <1-ハ>(スクリーニング様式)、<1-ニ>(個別案件票)及び<1-ホ>(調査実施計画書)とその添付資料については、当該資料をA4サイズで作成し、**次の形で2穴ファイルに綴じたものを7部提出**して下さい。
- ・ <1-ハ>(スクリーニング様式)、<1-ニ>(個別案件票)、<1-ホ>(調査実施計画書)の順番として綴ってください。
 - ・ また調査員経歴書は、調査実施計画書の後ろへ綴じて下さい。
 - ・ 内容を理解するために役立つ図表等(様式は自由)の参考資料がある場合は、各ファイル巻末にまとめて添付して下さい。
 - ・ 当該ファイルの背表紙には、「平成20年度石油資源開発等支援調査事業」「調査名」「提案企業名」を記入して下さい。
- (注3) <1-ハ>(スクリーニング様式)及び<1-ニ>(個別案件票)については、それぞれ別添1-へ(P19)の「スクリーニング様式の書き方」及び別添1-ト(P22)の「個別案件票記入要領」に従って必要事項を記入して下さい。なお、<1-ハ>に記述いただく「案件概要(2-1)」及びスクリーニングの結果については、「ジェットロ環境社会配慮ガイドライン」に基づき、ジェットロ・ホームページで公開します。
- (注4) <1-ハ>(スクリーニング様式)、<1-ニ>(個別案件票)及び<1-ホ>(調査実施計画書)については、入力データを1枚のCD-ROMにまとめて保存し(調査員経歴書は除く)、当該CD-ROMに「平成20年度石油資源開発等支援調査事業」「調査名」「提案企業名」を記入したラベルを貼って提出して下さい。複数案件を提案される場合は、1枚のCD-ROMに保存し、ラベルには保存されている該当調査名を全て記入して下さい。
- (注5) 提案関係書類は、ジェットロ・ホームページ(http://www.jetro.go.jp/jetro/activities/oda/model_study/oil/oil_koubo.html)よりダウンロードの上、作成して下さい。
- (注6) 提案者は、下のURLより提案データの登録をして下さい。
登録の締め切りは6月9日(月)です。
PC環境の問題等で登録が難しい場合には、提案書提出時にジェットロ職員にその旨お知らせ下さい。
<https://www.jetro.go.jp/form/fm/tna/oil20/data>

(2) 提出期間・提出方法

提案関係書類は、平成20年6月9日(月)11時までに、郵送又は持ち込みにより下記宛提出して下さい。郵送の場合は、期限までに必着とします。なお、FAX や電子メール等での提出は受け付けませんので、ご注意ください。

【提案関係書類の提出先】

ジェトロ 産業技術部 産業技術課 H20年度石油調査 宛
〒107-6006 東京都港区赤坂1丁目12番32号アーク森ビル6階

(3) 提出書類の取り扱い

提出書類は、提案者に返却いたしません。

5. 調査案件の選定方法

(1) 選定方法

提案者からの提出書類、及びヒアリング内容につき、次の評価項目に基づいて審査し、外部有識者で構成される専門委員会の審議を踏まえた上で、ジェトロが調査案件を選定します。

【評価項目の概要】

① 公募要件

- ・ 提案者の資格(本書P.1の記載内容に合致していること。)
- ・ 調査対象案件としての妥当性(本書P.1に記載の公募対象調査であること。調査の必要性があること。)

② 調査の概要

③ 当該国における調査結果の活用可能性

④ 調査結果の活用による効果等

⑤ 提案者の調査遂行能力

⑥ 我が国の資源エネルギーに係る政策的ニーズへの適合など

(注) 1. 案件の選定数は、予算等を勘案して決定します。

2. 選定過程において、必要に応じて、追加資料の提出又は説明等を求めることがあります。

3. 調査案件の選定後、実施計画書(案)を提出していただき、ジェトロと提案者が実施計画の詳細内容について、具体的に取決めることとなります。

(2) 選定結果の通知・公表

調査案件は、7月中を目処に選定し、ジェトロから提案代表者宛に選定結果通知書を送付するとともに、ジェトロ・ホームページ、経済産業公報及び電気新聞に告示します。加えて、案件概要及びスクリーニング結果をジェトロ・ホームページに掲載します。ただし、審査の状況等により全体のスケジュールが多少前後することがあります。なお、選定されなかった応募案件に関する選定理由等の問い合わせには一切応じませんので、予めご了承下さい。

6. 問い合わせ

本公募に関する問い合わせ(競争参加資格申請に関するものを除く。)は、次の宛先に電子メールもしくはFAXにてお願いします。

(電話での問い合わせは応じかねますので、ご了承ください。)

【問い合わせ先】

ジェトロ 産業技術部 産業技術課 H20年度石油調査 宛

電子メール: TNA-energy@jetro.go.jp

FAX: 03-3582-7508

7. その他

ジェトロでは平成20年1月より「ジェトロ環境社会配慮ガイドライン」の運用を開始しており、本事業は同ガイドラインの第I部「基本的事項」及び第III部「案件形成調査時における環境社会配慮」を踏まえ実施いたします。提案者は、予め同ガイドライン(<http://www.jetro.go.jp/disclosure/environment/>)をご一読ください。本事業の実施にあたりましては、環境社会面にも十分配慮することとし、同ガイドラインに沿って実施していただきます。

以上